

第六條 本組合の職務は、自前を以て、その事業を以て、

第七條 本組合は、本組合の職務を以て、その事業を以て、

第二章 目的及事業

第八條 本組合は、本組合の職務を以て、その事業を以て、

第九條 本組合は、本組合の職務を以て、その事業を以て、

第十條 本組合は、本組合の職務を以て、その事業を以て、

第三章 入會資格

財團法人協同會大阪支所

財團法人協同會大阪支所

教育出版、宣傳、共濟法律、顧問、<sup>本部</sup>爭議ノ解決、政治調

第三章 入會資格

第七條 本組合員タラントスル者ハ規定ノ様式ニ從ヒ入會金及一ケ

第八條 勞働者ハ何人タリトモ自由ニ本組合ニ加入スルコトヲ得

第九條 本組合員ハ第六條ニ規定スル諸事業ノ特典ヲ享ルノ權利ヲ

第十條 本組合員ハ規定ノ會費ヲ前廻シ本組合ノ規約及決議ヲ尊重

第十一條 本組合員ニシテ本組合ノ規約及決議ニ違反シ又ハ三ヶ月

第十二條 本組合員ハ規定ノ會費ヲ前廻シ本組合ノ規約及決議ヲ尊重

財團法人協同會大阪支所